

京都市上下水道局管理規程第9号

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年12月26日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を次のように改正する。

第22条の2第3項中「(第1項の規定に基づき介護休暇を取得しているときにあつては、当該介護休暇を取得している回数を減じた回数)」を削る。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)